

個室使用料及び文書料の改定について

令和8年4月1日より個室使用料及び文書料を以下のとおり改定します。

◆個室使用料（1日につき：税込）

区 分	改定前（円）	改定後（円）
特別個室	32,450	25,300
一般個室A	9,130	9,900
一般個室B	8,140	8,800
緩和個室A	8,140	8,800
緩和個室B	5,170	5,500

※助産に係る個室使用料は非課税となります。

※令和8年3月31日以前から入院されている方も4月1日からは改定後の料金となります。

◆文書料（1通につき：税込）

区 分	改定前（円）	改定後（円）
普通診断書料（健康診断書、休業のための診断書、死亡診断書その他これらに類する診断書）	1,320	1,980
特殊診断書料（身体障がい者手帳交付のための診断書又は保険金、年金、手当金等の請求をするための診断書）	3,300	4,840
出生証明書料、死産証明書料その他の証明書料	1,320	1,980
診療報酬明細書料（自動車損害賠償責任保険契約又は自動車損害賠償責任共済契約に基づく損害賠償請求のための診療報酬明細書）	3,300	4,840
検案書料	3,300	4,840

※経過措置として令和8年3月31日以前受付分については改定前の料金を適用します。ただし、文書作成完了の連絡日から2か月以内に受領いただけない場合、申請日は無効となり、受取日の料金となります。